

子どもの居場所づくりを支援します

—居場所づくり事業に補助金を交付します—



国立市では、将来を担う子どもたちが、地域の人とのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身につけ、たくましく成長することができるよう、地域における子どもの居場所事業を実施する団体及び個人に対して、補助金を交付します。

募集期間：～8月5日（火）

応募先・問い合わせ 国立市 子ども家庭部 児童青少年課 児童・青少年係

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

☎042-576-2111（内線198）

令和7年度国立市子どもの居場所づくり事業補助金

募 集 要 項

国立市は、将来を担う子どもたちが、地域の人とのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付けること、また、子育て家庭が地域で孤立することなく、支え合いの中で子育てができるようにすることを目的として、地域における子どもの居場所事業を実施する団体及び個人に対して、補助金を交付します。

子どもが居場所に求めている要素の一例 ※
(市として重視する子どもの居場所の要素)



※こども家庭庁の調査などから

1. 補助対象事業

補助の対象となる子どもの居場所づくり事業は、市内において年間を通して実施する事業であって、次のいずれかに該当するものとします。

(1) 小学生から18歳までを対象とし、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所を提供するもの

※「国立市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱」第3条第1項の(1)に該当

(2) 0歳から18歳までを対象とする食の支援又は学習支援を通じて、子どもや子育て家庭への居場所を提供するもの

※「国立市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱」第3条第1項の(2)に該当

ただし、前項の規定にかかわらず、次の事項に該当しないものとします。

- ・公序良俗に反するもの
- ・営利を目的とするもの
- ・特定の政党若しくは政治団体に係る活動または特定の宗教のための活動をするもの
- ・市が交付する他の補助金を受けるもの

2. 補助対象者

- ・「1. 補助対象事業」の（1）の事業
……市内で青少年育成の活動をしている、または青少年育成の活動を予定している団体および個人であること。
- ・「1. 補助対象事業」の（2）の事業
……市内で青少年育成の活動をしている団体および個人であること。

3. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助事業に要する次の経費のうち、市長が必要と認めるものとします。

- 報償費（講師及びボランティアへの謝金など）
- 需用費（宣伝用ポスター・チラシ等の印刷費、事業用材料費、事業用消耗品など）
- 役務費（参加者及びボランティアの傷害保険料、通信費など）
- 使用料及び賃借料（会場使用料など）

※備品に相当するものは補助対象経費に含みません。

4. 補助金の額

補助金の交付額は、毎年度の予算の範囲内において、3の補助の対象となる経費の総額から当該事業に係る収入額を差し引いた額とします。

ただし、1事業当たり、「1. 補助対象事業」の（1）にあたるものは350,000円、（2）にあたるものは500,000円を限度とします。

※なお、令和7年度の予算額は、概ね300万円となります。

採用された際も、審査結果に応じて減額での交付となる場合があります。
また、審査結果によっては、不交付となる場合があります。

5. 応募方法

下記の関係書類（①～③,⑤は必須）を添えて、期限までに子ども家庭部児童青少年課へ提出願います。

- ① 子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 予算書
- ④ 事業実績書（(2)の申請事業で、今年度初めて申請する団体のみ。様式は任意…見本参照）
- ⑤ 事前質問シート
- ⑥ 団体の活動内容が分かる資料（任意）

6. 応募期限

募集要項をご覧のうえ、令和7年8月5日(火)までに、所定申請書類を添えて担当係へ直接お申し込みください。

（受付：平日午前8時30分～午後5時15分）

7. 選考方法

市が設置する「国立市子どもの居場所づくり事業補助金交付事業選定委員会」が、申請書類等に基づき提案内容を審査・選考し、市長が決定します。

8. 審査基準

「1. 補助対象事業」の（1）または（2）の記載のとおり、子どもの居場所づくりを行う補助対象事業であるかを審査します。また、「事前質問シート」に記載されている基準項目に基づいた審査を行い、総合的な見地から補助交付団体を選考します。

・「1. 補助対象事業」（1）申請事業の確認事項（例）

年間を通して、小学生から18歳までの子どもが放課後、休日等に気軽に立ち寄り、自由に過ごし、活動できる居場所を提供・運営する事業であり、子どものニーズや主体性が尊重されているか、また事業内容が子どもの成長・発達に寄与する体験機会となっているか等

・「1. 補助対象事業」（2）申請事業の確認事項（例）

年間を通して、0～18歳までの子どもと子育て家庭が気軽に立ち寄ることができ、かつ学習内容の適切な質と量の確保が勘案されているか等

・（1）（2）共通の確認事項（例）

当該事業が行政とどのように連携できるか、事業実施エリアの地域資源等とつながり、地域全体を活性化が期待されるか、事業目的と整合性のとれた計画であるか、人員体制・運営体制について具体的な検討がなされているか等

また、令和6年度の補助金交付団体は、前年度の実績も踏まえて審査いたします。

9. 事業実績報告

補助金の交付決定を受けた団体等は、事業の交付決定から令和8年3月まで事業を実施してください。

(注) 交付金額が減額となった事業においても、当該補助金を申請される場合は上記期間まで実施してください。

なお、交付から半年ほど経過しましたら中間報告会を実施する予定ですので、ご出席ください。また、事業の進捗状況によって、必要があれば書類の提出をお願いすることがあります。事業完了後は速やかに収支精算書及び事業報告書等を提出してください。

申請に当たっての留意事項

- ・子どもからの相談に応じるとともに、子どもの生活状況の把握に努め、支援が必要な子どもまたは家庭を発見した場合に、本市や関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- ・事故発生時の対応のため、保険加入等の対応を含め検討すること。
- ・食事を提供する事業は、開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言求めること。
- ・利用者情報は、個人情報保護法等により適切に管理すること。
- ・実績額が交付額を下回った場合は、差額を速やかに返還すること。
- ・子ども食堂や子ども及び家庭の支援に関わる他の関係機関等との連絡会等に年1回以上参加すること。

●応募先・問い合わせ

国立市子ども家庭部児童青少年課 児童・青少年係

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

☎042-576-2111 内線198

Eメール sec_jidosyonen@city.kunitachi.lg.jp